



平成30年3月16日(金)

下館河川事務所

記者発表資料

「小貝川下流域水面利用ルール&マナー」案について、 ご意見募集します！

小貝川下流域水面利用等協議会(※)では「小貝川下流域水面利用ルール&マナー」案をとりまとめました。

「小貝川下流域水面利用ルール&マナー」は小貝川下流域において騒音・危険・迷惑行為などにより他の河川利用者や周辺住民の支障となるような使用が行われている状況を受けて、すべての河川利用者が安全で快適に利用できることを目指して、小貝川下流域水面利用等協議会において定めるものです。

ご意見は、平成30年3月29日まで、郵送、FAX、電子メールで受け付けています。詳細につきましては、事務所ホームページ(<http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/>)をご確認ください。

※小貝川下流域水面利用等協議会

小貝川のJR常磐線橋梁から愛国橋までの区間において、水面の安全で快適な利用と秩序ある河川空間の維持及びより良い河川環境の保持を図ることを目的とした協議会(平成30年3月設立)

構成員：取手市、つくばみらい市、つくば市、常総市、龍ヶ崎市、守谷市、下妻市、つくば中央警察署、常総警察署、つくば北警察署、取手警察署、竜ヶ崎警察署、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部、つくば市消防本部、茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部、取手市消防本部、稲敷広域消防本部、小貝川漁業協同組合、関東漁業協同組合、鬼怒小貝漁業協同組合、公益財団法人マリンスポーツ財団、NPO法人PW安全協会、一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会、茨城県ボート協会、茨城県カヌー協会、一般社団法人日本ウエイクボード協会、NPO法人日本ウインドサーフィン協会、一般社団法人全日本フライボード協会、NPO法人水辺基盤協会、岡堰土地改良区、福岡堰土地改良区、下館河川事務所

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ

神奈川建設記者会

茨城県政記者クラブ

栃木県政記者クラブ

お問い合わせ先

〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753番地

小貝川下流域水面利用等協議会 事務局

国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所

副 所 長 石田 和也(いしだ かずや) (内線205)

保全対策官 鈴木 正人(すずき まさと) (内線401)

電話 0296-25-2161 (代表)

0296-25-2151 (占用調整課)

「小貝川下流域水面利用ルール＆マナー」案に対する意見募集について

平成30年3月16日

小貝川下流域水面利用等協議会

小貝川下流域水面利用等協議会(※)では、小貝川下流域において騒音・危険・迷惑行為などにより他の河川利用者や周辺住民の支障となるような使用が行われている状況を受けて、すべての河川利用者が安全で快適に利用できることを目指して「小貝川下流域水面利用ルール＆マナー」案を作成し、皆様から広くご意見を募集します。

当協議会ではいただいたご意見を十分に検討した上で、「小貝川下流域水面利用ルール＆マナー」を定めさせていただきます。

意見募集要領

1. 意見募集の対象

「小貝川下流域水面利用ルール＆マナー」案について(別紙1参照)

2. 意見募集期間

平成30年3月16日(金)～平成30年3月29日(木)17:15必着

(郵送の場合は当日消印まで有効)

3. 提出方法

ご意見は、意見提出様式(別紙2)にご記入いただくか、下記①から⑤をご記入いただいたものを郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で、下記4.までご提出ください。

- ①氏名(企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名)
- ②住所(都道府県・市区町村)
- ③電話番号又はメールアドレス
- ④年代(20歳未満、20代、30代、40代、50代、60歳以上)(企業・団体の場合は不要)
- ⑤意見

4. 提出先

○郵送の場合

〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753番地

国土交通省下館河川事務所 占用調整課 意見募集 事務局 あて

○FAXの場合

0296-25-2170

○電子メールの場合

下館河川事務所メールアドレス ktr-shimodate_info@mlit.go.jp

件名に、「小貝川下流域水面利用ルール&マナー」案 意見募集 事務局 あてと明記して下さい。

5. 注意事項

- ①ご意見は日本語で、できるだけ400文字以内として下さい。
- ②いただいた意見とともに、属性(都道府県、市区町村、年代)を公表する場合があります。
- ③電話でのご意見は受け付けておりません。
- ④ご意見に対して、個別にお答えすることはできません。
- ⑤期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

〈応募手続等に関する問い合わせ〉

小貝川下流域水面利用等協議会

(事務局)国土交通省下館河川事務所 占用調整課 鈴木、大高、高橋

TEL0296-25-2151

※「小貝川下流域水面利用等協議会」は、取手市、つくばみらい市、つくば市、常総市、龍ヶ崎市、守谷市、下妻市、つくば中央警察署、常総警察署、つくば北警察署、取手警察署、竜ヶ崎警察署、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部、つくば市消防本部、茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部、取手市消防本部、稲敷広域消防本部、小貝川漁業協同組合、関東漁業協同組合、鬼怒小貝漁業協同組合、公益財団法人マリンスポーツ財団、NPO法人PW安全協会、一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会、茨城県ボート協会、茨城県カヌー協会、一般社団法人日本ウエイクボード協会、NPO法人日本ウインドサーフィン協会、一般社団法人全日本フライボード協会、NPO法人水辺基盤協会、岡堰土地改良区、福岡堰土地改良区、下館河川事務所により構成されています。

小貝川下流域水面利用ルール＆マナー【案】

基本的な考え方

河川は公共のものであり、原則として誰もが自由に利用することができるが、小貝川下流域においては、水上オートバイ等の水面利用する者による騒音・危険・迷惑行為などにより他の河川利用者や周辺住民の支障となるような使用が行われているため、このルール＆マナーを定めることとした。

小貝川下流域を水面利用する者は、「河川法」や「船舶職員及び小型船舶操縦者法」、その他関係法令を遵守するとともに、周辺住民に迷惑や不快感を与えることなく、また船舶での利用に限らず、すべての河川利用者が安全で快適に利用できるよう、このルール＆マナーを守る。

このルール＆マナーは、必要に応じて見直しや適用区間の河川利用を制限するなどの規制を行う場合がある。

適用区間

小貝川下流域(JR常磐線橋梁(茨城県取手市宮和田地先及び茨城県龍ヶ崎市川原代町地先)から愛国橋(茨城県つくば市吉沼地先及び茨城県下妻市大園木地先)までの区間)の河川区域内[水面・河川敷・堤防(土手)]

水面等利用のルール＆マナー

1. 水上オートバイやモーターボート等の小型船舶を利用する皆さんへ

【小型船舶の船長の遵守事項(船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定に基づく項目)】

- ①酒酔い等操縦の禁止(法23の36 1号)
- ②危険操縦の禁止(法23の36 3号)
- ③免許者の自己操縦(法23の36 2号)
- ④ライフジャケットの着用(法23の36 4号)
- ⑤見張りの実施(法23の36 5号)
- ⑥発航前の検査(法23の36 5号)
- ⑦事故等の人命救助(法23の36 5号)

- ・小型船舶を操船する場合は、小型船舶操縦免許証、船舶検査証書及び船舶検査手帳を携帯
- ・水上オートバイなどの水面への昇降場所(スロープ)付近では、徐行(水上オートバイは時速8km以下)して通航する。
- ・工事、各種調査などの作業船、また、それらに付属する設備には近づかない。やむを得ず船に接近する場合には、徐行(水上オートバイは時速8km以下)して通航する。
- ・カヌー、手こぎボート、ウインドサーフィンなど(以下「非動力船」という。)及び釣り人が利用している付近では、引き波により迷惑をかけないように最徐行(水上オートバイはアイドリングスピード(時速5km以下))し注意して通航する。

- ・離岸又は接岸する非動力船には近づかない。また、非動力船の前面を横切ったり、左右に近づいたりしない。
- ・迷惑行為(暴走行為・引き波行為・見せびらかし行為)は行わない。
- ・水上オートバイは早朝や夜間(日の出・日の入)時の通航は行わない。
- ・水上オートバイやモーターボートは人家近くでのエンジンの空ぶかしや全ての箇所での不必要な空ぶかしにより騒音を出さない。
- ・エンジン・排気系のマフラー等改造した水上オートバイやモーターボートは使用しない。
- ・他の船舶とすれ違うときは右側に寄って通航する。水面を河川の上下流に向かって通航するときは、安全に配慮し右側に寄って通航する。

2. 水面利用する全ての皆さんへ

- ・岡堰ゲート付近の利用(水面の通航を含む)は行わない。
- ・福岡堰ゲート付近の利用(水面の通航を含む)は行わない。
- ・橋梁の橋脚周り付近、樋管付近の利用(水面の通航を含む)は行わない。
- ・福岡堰導水路内の水面の通航は行わない。
- ・河川区域内の土地を立入制限柵(鎖など)を設置して排他独占的な利用は行わない。
- ・河川区域内に許可なく固定した船舶係留施設(棧橋や係留杭など)や休憩施設(小屋など)などの工作物は設置しない。
- ・河川区域内で許可なく昇降場所(スロープ)を造成するなどの土地の形状変更を行わない。
- ・昇降場所(スロープ)は、水上オートバイなどの上げ下ろしに利用することとし、水際に駐車、休憩するなどにより特定の人独占的に利用しない。
- ・河川敷を自動車などで走行する場合は、騒音や砂塵などで他の河川利用者及び周辺住民の迷惑にならないよう常に徐行して走行する。
- ・大声で騒ぐなど、周辺住民の迷惑になる騒音を出さない。
- ・燃料や油などを河川に流出させない。そのためには、水面上での給油や油缶などの放置は絶対に行わない。
- ・ゴミは、必ず各自が持ち帰る。
- ・釣り人は、不要な釣り糸、釣り針、餌などを捨てずに持ち帰る。
- ・直火でバーベキューやたき火など行わない。
- ・バーベキューの道具・食器類を川の水で洗わない。
- ・ブイを設置したり、イベントを開催しようとする場合は、河川管理者(下館河川事務所藤代出張所又は水海道出張所)にあらかじめ連絡し、相談する(手続きが必要な場合があります)。また、ブイを設置した場合は、必ず持ち帰る。
- ・河川区域内に進入する際には、定められた通路を利用する。
- ・自動車やバイクなどによる、堤防斜面の登り降りを行わない。

- ・船舶は、係留したままにせず日々持ち帰る。
- ・上流での豪雨による急激な増水もあるので、常に気象などの情報に注意する。
- ・水面利用や自動車の走行などにより事故が発生した場合は、速やかに管轄の警察署に連絡
- ・油が流出した場合、岡堰上流においては岡堰土地改良区及び河川管理者に、福岡堰上流においては福岡堰土地改良区及び河川管理者に、速やかに連絡する。
- ・他の河川利用者への迷惑やトラブルにならないよう譲り合って利用する。
- ・水面利用や自動車の走行などによる河川区域内でのトラブルなどは、自己の責任により対応
- ・堤防天端道路の通行(河川巡視、自転車、歩行者)の支障(迷惑)となるような駐車、利用は行わない。

連絡先

■事故に関すること

(緊急通報) 110番

竜ヶ崎警察署(龍ヶ崎市)	0297-62-0110
取手警察署(取手市、守谷市)	0297-77-0110
常総警察署(常総市、つくばみらい市)	0297-22-0110
つくば中央警察署(つくば市)	029-851-0110
つくば北警察署(つくば市の一部)	029-867-1191

■油の流出に関すること

(岡堰上流の区間で流出した場合)

岡堰土地改良区	0297-85-8016
下館河川事務所 管理課	0296-25-2169
下館河川事務所 藤代出張所	0297-83-5126

(福岡堰上流の区間で流出した場合)

福岡堰土地改良区 工務管理課	0297-52-4232
下館河川事務所 管理課	0296-25-2169
下館河川事務所 水海道出張所	0297-22-0245

■ブイの設置やイベントの開催など河川の利用に関すること

(JR常磐線橋梁から伊奈橋までの区間)

下館河川事務所 藤代出張所	0297-83-5126
---------------	--------------

(伊奈橋から愛国橋までの区間)

下館河川事務所 水海道出張所	0297-22-0245
----------------	--------------

■ルール&マナー及び河川に関すること

下館河川事務所 占用調整課	0296-25-2151
下館河川事務所 管理課	0296-25-2169
下館河川事務所 藤代出張所(JR常磐線橋梁～伊奈橋)	0297-83-5126
下館河川事務所 水海道出張所(伊奈橋～愛国橋)	0297-22-0245

別紙2(意見提出様式)

「小貝川下流域水面利用ルール&マナー」案に対する意見

①氏名		
②住所	(都道府県名)	(市区町村名)
③電話番号又はメールアドレス		
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	
⑤意見 (日本語で、できるだけ400文字以内として下さい。)		